十八　削除

十九　毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。

二十二・二十三　［略］

2　［略］

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合 一　第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況 二　［略］ 三　第四条第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置	一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。 二　［略］ 三　危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
四・五　［略］	四・五　［略］
六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六　危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
六の二　［略］	六の二　［略］
七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料	七　爆発の危険のある工室について、設置の状況、火炎に対して抵抗性を有する構造となつていること及び建築材料の種類を、目視及び図面により定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の幅を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。
四・五　［略］	四・五　［略］
六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六　危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
六の二　［略］	六の二　［略］
七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料	七　爆発の危険のある工室について、設置の状況、火焔に対して抵抗性を有する構造及び建築材料の種類を、目視及び図面により

十八　特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。

十九　毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。

二十　［略］

二十一　移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装てんする場合は、適切な圧力により排出を行うこと。

二十二・二十三　［略］

2　［略］

別表第一（第四十四条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合 一　第四条第一項第一号の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等 二　［略］ 三　第四条第一項第三号の防火のための空地	一　製造所の標識、掲示板、境界さく及び警戒札の設置等の措置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。 二　［略］ 三　森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の幅を、巻き尺その他の測
四・五　［略］	四・五　［略］
六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六　危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、危険区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
六の二　［略］	六の二　［略］
七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料	七　爆発の危険のある工室について、設置の状況、火炎に対して抵抗性を有する構造及び建築材料の種類を、目視及び図面により
四・五　［略］	四・五　［略］
六　第四条第一項第五号の危険区域内のボイラー室及び煙突	六　危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。
六の二　［略］	六の二　［略］
七　第四条第一項第六号の爆発の危険のある工室の構造及び建築材料	七　爆発の危険のある工室について、設置の状況、火焔に対して抵抗性を有する構造及び建築材料の種類を、目視及び図面により